令和5年4月1日制定

ガイドラインの規定に基づき,細則を次のように定める。

(用語)

第1条 この細則において使用する用語は、別に規定するものを除き、会則及びガイドラインにおいて使用する用語の例による。

(指定SNS)

第2条 ガイドライン第2条第4項で定める指定SNS(以下「指定SNS」という。)は、ラインとする。

(運営協力による会費の減額)

第3条 ガイドライン第4条第2項で定める運営協力の内容及び会費の減額は、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、同表の右欄に掲げる額とする。

一 定員4人以上に設定した練習会を企画し、7日前までに指定SNSで周知し、催事を実施した場合	1回につき1,000円
二 定員9人以上に設定した練習会を企画し、42日前までに指定SNSで周知し、催事を実施した場合	1回につき2,000円
三 定員12人以上に設定したサロンコンサートを企画 し、42日前までに指定SNSで周知し、催事を実施した 場合	1回につき4,000円
四 定員12人以上に設定した演奏会の幹事を行った場合 (コンセプトの提案・エントリーの管理・仕事分担の指示 等を行い、外部への集客又は記録した演奏動画・写真・ プログラムを掲載したウェブサイトの作成を伴うものに 限る。)	全額
五 演奏会の会場(定員が100人以上のものに限る。) を 予約し、その会場を利用した演奏会が実施された場合	全額
六 演奏会の動画撮影,編集及び参加者間での共有	全額

七 演奏会の広報 (当会ウェブサイト・広報用SNS上への記録ページの作成 (広報用演奏動画・写真・広報用プログラムの埋め込み・宣伝文の作成等))	全額
八 紹介により当会に入会した場合,その紹介者	全額
九 公式ライン及びGoogleアカウント(メール・カレン ダー等)の運用	全額
十 当会ウェブサイトのメンテナンス	全額
(次号に規定するものを除く。)	
十一 催事の広報のための特設ページの作成	1回につき2,000円
十二 会則及びガイドラインの改正案の作成及び提示	全額
十三 広報のため、ツイッター、インスタグラム等の ソーシャルネットワークサービス(以下「広報用SNS」 という。)に投稿を行った場合	1回につき500円

- 2. 前項に規定する運営協力を行った会員は、その内容を会費の徴収の際に申し出なければ、会費の減額を受けることができない。
- 3. 第1項に定める運営協力により次の会期の会費が免除となった会員が同じ会期中にさらに運営協力をした場合、当該協力を次の会期に行ったものとして第1項に規定する額の2分の1の会費の減額を受けることができる。前項の規定は、これを準用する。

(参加費の減額等)

第4条 ガイドライン第5条第7項で定める参加費の減額は、次の表の左欄に掲げる条件を満たす者に対する同表の右欄に掲げる減額及び免除とする。この場合において、当該会員が通常負担すべき参加費との差額は、減額及び免除を受けない参加者が負担するものとする。

一 次条第五号に規定する催事の各 会場を予約した会員 予約した会場で開催される催事に参加 する場合, その参加費全額

(不足額の補填等)

第5条 ガイドライン第5条第8項で定める補填額は、次の表の左欄に掲げる条件 を満たす催事に対して、同表の右欄に掲げる額とする。 一 定員を6人以上に設定した催事の うち、催事の14日前までに幹事を含め 2人の参加予定者があることが指定S NS上で確認できる場合 利用料が5,000円を超える場合で、実際の参加者が4人未満のとき、参加費から参加者が4人の場合の参加費を減じた額に10分の9を乗じて得た額(この額に1円未満の端数がある場合、これを切り捨てた額)

ただし、補填額は10,000円を超えないこと。

二 定員を9人以上に設定した催事の うち、催事の35日前までに幹事を含め 3人の参加予定者があることが指定S NS上で確認できる場合 (ア)利用料が10,000円を超える場合,利用料から10,000円を減じた額に2分の1を乗じて得た額(この額に1円未満の端数がある場合,これを切り捨てた額)(イ)参加者が6人未満の場合,(ア)の補填を受けたものとして算出された参加費から参加者が6人の場合の参加費を減じた額に10分の9を乗じ,これに実際の参加者数を乗じた額(この額に1円未満の端数がある場合,これを切り捨てた額)を(ア)の補填額に加えた額ただし,補填額は20,000円を超えないこと。

三 定員を12人以上に設定した演奏会及びサロンコンサートのうち、催事の42日前までに幹事を含め4人の参加予定者があることが指定SNS上で確認できる場合

(ア)利用料が10,000円を超える場合,利用料から10,000円を減じた額に2分の1を乗じて得た額(この額に1円未満の端数がある場合,これを切り捨てた額)(イ)参加者が8人未満の場合,(ア)の補填を受けたものとして算出された参加費から参加者が8人の場合の参加費を減じた額に10分の9を乗じ,これに実際の参加者数を乗じた額(この額に1円未満の端数がある場合,これを切り捨てた額)を(ア)の補填額に加えた額ただし,補填額は30,000円を超えないこと。

四 入会希望者と本会会員の交流及び 入会希望者への本会の活動趣旨並びに 活動内容の周知を目的として定員を10 人以上に設定した練習会を企画し、当 該催事の参加者募集及び記録のため当 会ウェブサイトに特設ページを作成し た場合で、広報SNS等で28日前から 加希望者を募り入会希望者が参加する 又は本会会員の紹介による入会希望者 が参加するとき (ア)利用料が5,000円を超える場合,利 用料から5,000円を減じた額の2分の1 (この額に1円未満の端数がある場合, これを切り捨てた額)

(イ)利用料が5,000円以下の場合,全額

ただし、補填額は30,000円を超えないこ と。

五 複数の隣接する(同一建物内又は 直線距離250メートル以内とする。)会 場で、各会場の定員が4人以上かつ催 事の重複する時間帯が2時間以上ある 催事を実施した場合で、新規入会希望 者の参加に努めたとき

- (ア)会場数が2で定員の合計が10人以上15人未満の場合,各会場の利用料の10分の1
- (イ)会場数が2で定員の合計が15人以上の場合,各会場の利用料の5分の1 (ウ)会場数が3以上で定員の合計が10 人以上15人未満の場合,各会場の利用料の5分の1
- (エ)会場数が3以上で定員の合計が15 人以上の場合,各会場の利用料の10分 の3

なお, (ア)から(エ)のいずれについて も, 1円未満の端数があるとき, これ を切り捨てる。また, 各催事への補填 額は20,000円を超えないこと。

- 2. 利用するにあたり会員になるための負担金等(以下「入会金等」という。)を伴う会場について、その支払いの日から1年の間に利用料の合計が入会金等と同額となるまで当該会場を催事に利用することを確約した場合、入会金等について20,000円を超えない額の補填を求めることができる。
- 3. 天災事変その他やむを得ない理由により催事を実施できなくなったため、予定していた会場から違約金等を請求された場合、幹事及びほかの参加予定者等の責めに帰すべき事由がないことを会計に対して書面(電磁的記録を含む。以下同じ。)で示したときに限り、違約金等について20,000円を超えない額の補填を求めることが

できる。補填を受けてなお残った金額については、通常の参加費に準じて当日の参加予定者が負担する。

(幹事手当)

第6条 ガイドライン第7条第6項で定める役務内容及び支給する手当は、次の表の左欄に掲げる役務の内容ごとに、同表の右欄に掲げた額とする。

ただし、役務を行った会員が幹事手当を受け取らない場合、次の会期の会費からこれを減ずる。

一. 基本手当	2,000円
(プログラム作成・役務の割当・参加費の設定を含む)	
二. インターネット上等における不特定多数の者に対する広報	2,000円
三. 広告(チラシ・フライヤー)画像の作成	2,000円
四. 広報用プログラム作成	2,000円
五. 広報用演奏動画(個人情報を削除した動画)記録の作成	2,000円
六. 当会ウェブサイト・広報用SNS上への記録ページの作成 (広報用演奏動画・写真・広報用プログラムの埋め込み・宣伝文の作成等)	2,000円

2. 第3条第2項は、前項ただし書きの場合に準用する。

(利用料の立替)

第7条 ガイドライン第7条第7項に基づく立替を催事の幹事が求める場合,会計に対して利用料等の請求額がわかる書面を提示しなければならない。また,催事終了から3日以内に精算手続きを開始するものとする。

2. 前項に基づく利用料の立替を受けた催事を実施しないことが明らかになった場合, 催事の幹事は立替を受けた額を速やかに返金しなければならない。

(補則)

第8条 この細則に定めるもののほか、この細則の施行に関し必要な事項は、関係者と協議の上、会長が定める。